



エコ川柳にチャレンジしませんか？

出雲市地球温暖化対策協議会では、環境保全や省エネなどの取組をテーマにした「エコ川柳」を募集します。



応募資格 出雲市在住または出雲市内の事業所や学校に通勤通学されている方（年齢は問いません。）

応募内容 ①エコをテーマにした自作川柳で、未発表のものとしします。
②1人につき3句まで応募できます。

応募方法 必要事項を明記のうえ、電子メール、FAX、郵送、出雲エコナビお問合せフォームのいずれかでご応募ください。
〔必要事項：川柳、氏名、ペンネーム（公表用）、年齢、郵便番号、住所、電話番号〕

応募締切 10月31日（月） ※当日の消印有効です。

賞 大賞（1点）、優秀賞（2点）、入賞（4点）
♪受賞された皆さまには副賞（豪華特産品詰合）をお贈りします♪

応募先・おたずね

〒693-8530
出雲市今市町70番地
出雲市地球温暖化対策協議会
（環境政策課ゼロカーボン推進室）
エコ川柳担当 行
Fax：21-6597
電子メール：
zero-carbon@
city.izumo.shimane.jp
出雲エコナビ
（お問合せフォーム）：
<https://izumo-econavi.com/infomation>

※選考会において、賞を決定します。

※受賞作品は、市のホームページなどで公表予定です。

受賞した句、ペンネーム（記載がない場合は本名）、お住まいの町名を公表します。

※注意事項やこれまでの受賞作品など詳しくは、市ホームページ「出雲エコナビ」をご覧ください。

プラス
チャレンジ

～『ゼロカーボンチャレンジ2022夏』実施中!!～

ご家庭の省エネなどの取組を報告し、エコグッズをゲットしよう。

詳しくは

出雲エコナビ 検索

不法投棄（ごみのポイ捨て）は犯罪です！



林道の法面に捨てられた生活ごみ



道路沿いに捨てられた生活ごみ



空き地に捨てられた冷蔵庫



道路沿いに捨てられた家電製品

出雲市では、事業者や環境団体の代表者、教育関係者などと「出雲市ポイ捨て禁止推進協議会」を設置し、ポイ捨て禁止啓発キャンペーンや不法投棄防止パトロールなど環境美化の取組を行っています。

左の写真は、昨年度、環境政策課へ連絡があった不法投棄の写真です。

不法投棄は犯罪です。見つけたら警察または環境政策課へご連絡ください。

8月は「道路ふれあい月間」

「朗らかに『お先にどうぞ』が言えた朝」

令和4年度 道路ふれあい月間推進標語 入選作品(国土交通省)

8月は、「道路ふれあい月間」です。みんなで道路や河川の役割や大切さを再確認し、次のことに気をつけ、身近な財産を地域全体で守っていきましょう。

道路に関する情報提供

道路を安全で快適に利用できるよう、市では道路パトロールを行い、維持管理に努めています。「道路が陥没している」「水路が破損している」「街路灯が消えている」などの異常を発見された場合、また、歩道や道路上で不法な立看板や放置自転車などを発見された場合は、情報提供をお願いします。

地域で取り組む活動

市では、道路・河川ふれあい愛護活動支援制度を設け、地域でのボランティア清掃活動に助成金を交付しています。みんなが気持ちよく利用できる道路・河川にするために、ご協力をお願いします。

樹木管理にご協力ください

山林等の樹木が、道路上に倒れたり枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

道路へ倒れる危険性のある樹木や枯れ木については、定期的に巡回し、所有者において伐採などの適切な管理をお願いします。

道路・河川の維持管理についてのおたずねは… 本庁 道路河川維持課 ☎21-6564
平田分室 ☎63-5537 / 佐田分室 ☎84-0116 / 斐川分室 ☎73-9130

農地を守りましょう



“農地”を守ることは、食料の安定供給を図るだけでなく、水を溜める湛水機能があるなど、私たちの生活を守ることに繋がります。

農地を守ることを目的として制定された農地法は、所有者等に対し、農地の適切かつ効率的な利用を義務付け、また、無秩序な開発を防止するため、次のとおり農地の転用を規制しています。

- 農地の転用には、自分の所有する農地を駐車場として使用するなど転用する場合(農地法第4条)や、農地の権利移動(売買等)を伴って転用する場合(農地法第5条)等があり、いずれも農業委員会の許可が必要になります。(農業委員会の許可がなければ、法務局で登記できません。)
- 許可なく転用された場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することになり、元の農地に戻すこと(原状回復)等が命令されたり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)が科せられたりすることもあります。

また、雑草が生い茂り、周辺の方に迷惑をかけるようなケースが見受けられます。農地の管理は、土地の所有者等に課せられた責務ですので、適切な管理をお願いします。

農地に関する相談・転用に関する手続きや疑問、違反転用に関することなどは、農業委員会にご相談ください。



令和3年度の農地パトロールの様子▶

おたずね／農業委員会事務局 ☎21-6762